



島根県報

平成24年 8 月 31 日 (金)

号外 第 124 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第 2 条第 3 項の規定による使用料及び手数料
の額の一部改正

2

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第2号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成24年9月1日から施行する。

平成24年8月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

ポリオワクチン経口接種料の項を次のように改める。

不活化ポリオワクチン接種料 1回につき 12,000円